

# 第1章 計画の概要

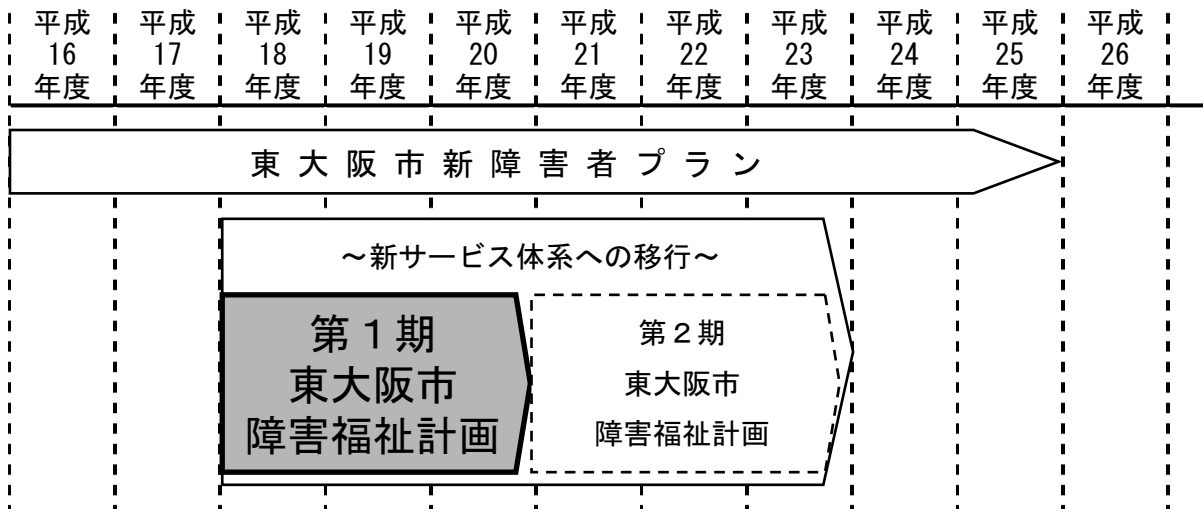
## 1 計画策定の背景・目的

- 東大阪市では、障害者福祉の基本方向を示す「東大阪市新障害者プラン」を平成16年3月に策定し、「お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪の実現」を基本理念に障害者の福祉施策を推進してきました。
- また、大阪府においては第3次障害福祉計画の中で障害福祉サービスの目標を掲げ、これにともない、東大阪市でも障害福祉サービスの目標値を設定し、その達成に向け、平成15年度から支援費制度によりノーマライゼーションの理念に基づいて障害福祉サービスを充実してきました。
- 一方、この間、全国的には、在宅サービスの支給費の増大による予算不足の問題、精神障害者を中心としたサービスの遅れ、サービス水準の地域格差等が指摘されていました。
- 東大阪市においては、支援費制度以降、知的障害者のホームヘルプサービスの利用およびガイドヘルプサービスの利用が大きな伸びを示し、障害児に対してもこれまで利用できなかったサービスが利用可能となり、拡充が図られています。しかしながら、精神障害者へのサービスの遅れは否めず、さらなる拡充・基盤整備が必要です。
- このような中、平成17年10月に障害者自立支援法が制定され、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、平成18年度中に障害福祉計画の策定が市町村に義務づけられました。今回の法制定により、東大阪市を基本とした三障害福祉制度の一元化等が図られる一方、利用者負担の仕組みが従来の支援費制度から大きく変わるなど、障害福祉の枠組みの見直しが図られます。このような見直しを東大阪市の障害者の視点から着実に進めていくために障害福祉計画の策定は重要な意味を持っています。
- 今回の障害福祉計画の策定により、東大阪市では障害福祉サービス等の整備方針を明確にするとともに、障害福祉サービスの水準を高めることで障害者の地域での自立と社会参加を促進しようと考えています。

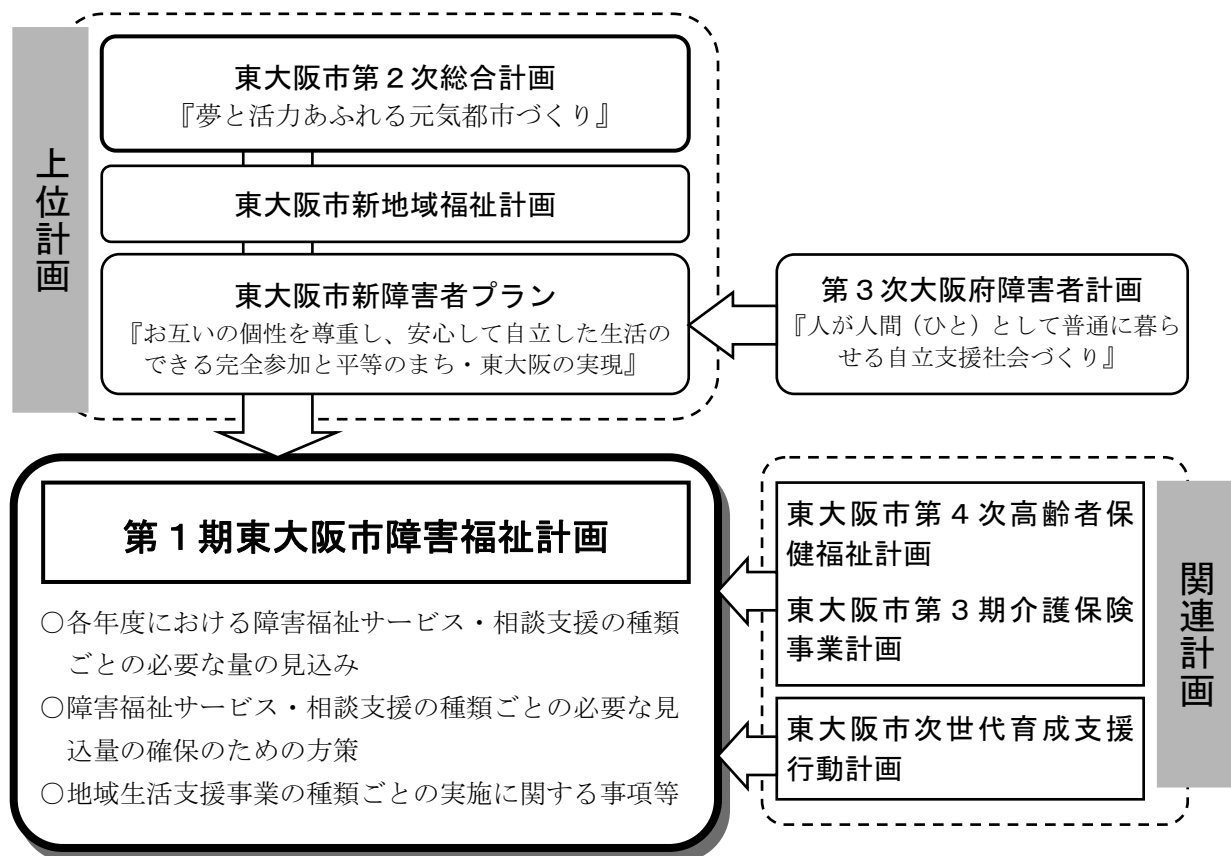
## 2 計画の期間

「障害者自立支援法」に基づき本計画の計画期間は平成18年度から平成20年度です。

本計画では平成20年度までの各年度及び平成23年度の障害福祉サービス等の必要見込み量を設定し、その確保のための方策等をサービス体系の再編などソフト面を中心に示しています。平成21年度からの第2期東大阪市障害福祉計画ではハード面の整備についても検討する予定です。



## 3 上位・関連計画



## 4 法令など

### ○ 法令などによる本計画の根拠

第1期東大阪市障害福祉計画は、障害者自立支援法の第八十八条の規定<sup>①</sup>に基づき策定するものです。

### ○ 東大阪市新障害者プラン策定以後の関連法令の動向

#### 平成16年6月 障害者基本法の改正

「障害者に対する差別等の禁止」が明記されました。

#### 平成17年4月 発達障害者支援法施行

発達障害のある人への発達支援に関する国や地方公共団体の責務について定めました。

#### 平成18年4月 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律全面施行

精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援、障害者福祉施策との有機的な連携による就業支援

#### 平成18年4月 障害者自立支援法一部施行

#### 平成18年6月 学校教育法等の一部を改正する法律成立

児童等の障害の重複化等に対応した適切な教育を行うため、現在の盲・豊・養護学校から障害種別を超えた特別支援学校とするなどの改正

#### 平成18年10月 障害者自立支援法全面施行

### ● 本計画の対象

本計画の対象は、障害者基本法第二条で定められている「身体障害、知的障害、または精神障害があるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人」のほか、現行の障害認定基準だけではとらえきれない日常生活・社会生活における自立と社会参加で支援を必要とする人も含みます。「障害者」<sup>②</sup>とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である人及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上の人です。「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児及び精神障害者のうち十八歳未満の人を指します。

<sup>①</sup> 第八十八条の1

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

第八十八条の4

市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。等

<sup>②</sup> 103頁の資料「障害者自立支援法」第一章第四条参照

## 5 計画の策定の経緯

### 5-1 体制

#### ○ 障害福祉計画策定合同審議会

本計画を審議するため、東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会のもとに臨時委員を定め、市民から公募した委員による「懇話会」との合同審議会を設置しました。

#### ○ 庁内組織

##### ・ 東大阪市福祉推進委員会のもと課題別会議を設置

本計画を策定するにあたり、保健・医療・福祉・教育・雇用など庁内関係機関の相互の連携を図るため、東大阪市福祉推進委員会のもとに課題別会議を設置しました。構成は、幹事会から経営企画部政策推進室次長、福祉部健康福祉企画課長、福祉部障害者支援室次長、福祉部こども家庭室こども家庭課長、福祉部こども家庭室子育て支援課長、健康部保健所地域健康企画課長、教育委員会学校教育推進室次長とし、幹事会以外からは健康部保健所健康づくり課長、経済部労働雇用政策室次長としました。

### 5-2 東大阪市障害福祉計画策定のためのニーズ調査

障害がある方の状況とサービス利用の意向等を把握するため東大阪市障害福祉計画策定のためのニーズ調査を実施しました。調査では、あなたやご家族について、障害の状況について、あなたの介助について、住居について、障害福祉サービス等について、相談について、将来の暮らし方について、仕事と収入について、教育・保育について、生きがいや社会参加について、都市基盤とバリアフリーについて、災害時対応について、差別や偏見について、障害者にとって重要な施策をおききしました。

- ・ 調査対象 障害福祉サービスや施設訓練等支援費の受給者証をお持ちの方全員と、「身体障害者手帳」または「療育手帳」または「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかをお持ちの方から無作為抽出の方法で選ばせていただいた方
- ・ 調査対象の抽出 無作為抽出法
- ・ 調査方法 郵送法
- ・ 調査期間 平成 18 年 7 月 28 日～8 月 14 日

表1 回収状況

		実数	構成比 (%)
調査対象数		3,499	100.0%
回収票	有効回収票	1,692	48.4%
	無効回収票	2	0.1%
	合計	1,694	48.4%
事故数		43	1.2%
未回収数		1,762	50.4%

\* 事故とは転居等で調査票が戻ってきたもの

表2 策定経緯

	日程	委員会等名称	報告・議事内容等
平成十八年	7月10日(月) 14:00~17:00	障害福祉計画策定合同審議会	○合同会議の位置付けについて(説明) ○障害福祉計画について(説明) ○ニーズ調査項目の検討 ○小規模(福祉)作業所の今後のあり方について(説明)
	7月28日(金)~ 8月14日(月)	東大阪市障害福祉計画策定のためのニーズ調査の実施	○障害者のニーズ把握
	11月13日(月) 14:00~16:00	障害福祉計画策定合同審議会	○第1期東大阪市障害福祉計画骨子案検討
	11月28日(火) 11:00~15:00	関係各課ヒアリング	○こども家庭室、学校教育推進室、労働雇用政策室における関連事業等の確認
	12月11日(月)	発達障害児の保護者との懇談	○発達障害児の保護者のニーズ把握
	12月19日(火) 14:00~16:00	障害福祉計画策定合同審議会	○第1期東大阪市障害福祉計画素案検討
平成十九年	1月26日(金)~ 2月9日(金)	パブリックコメントの実施	○東大阪市のホームページで第1期東大阪市障害福祉計画案を公表
	2月1日(木) 14:00~16:00	障害福祉計画策定合同審議会	○第1期東大阪市障害福祉計画案検討
	2月6日(火) 8日(木) 9日(金) 18:00~20:00	障害福祉計画市民公聴会	○東公民館、市民会館、本庁舎にて開催
	2月7日(水)~ 16日(金)	東大阪市福祉推進委員会の委員・幹事等による計画案の点検	○委員・幹事等に計画案を配布 ○委員・幹事等による計画案の点検・精査
	2月21日(水) 14:00~15:00	東大阪市社会福祉審議会	○東大阪市社会福祉審議会障害者専門分科会会長より計画案の説明 ○第1期東大阪市障害福祉計画案の協議

## 6 障害者自立支援法の概要

障害のある方が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行されました。

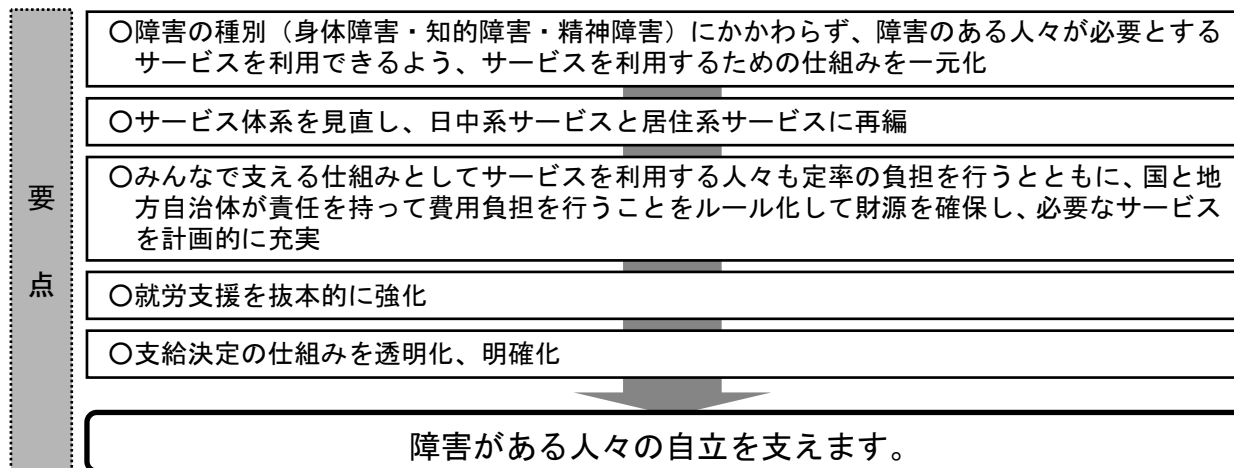
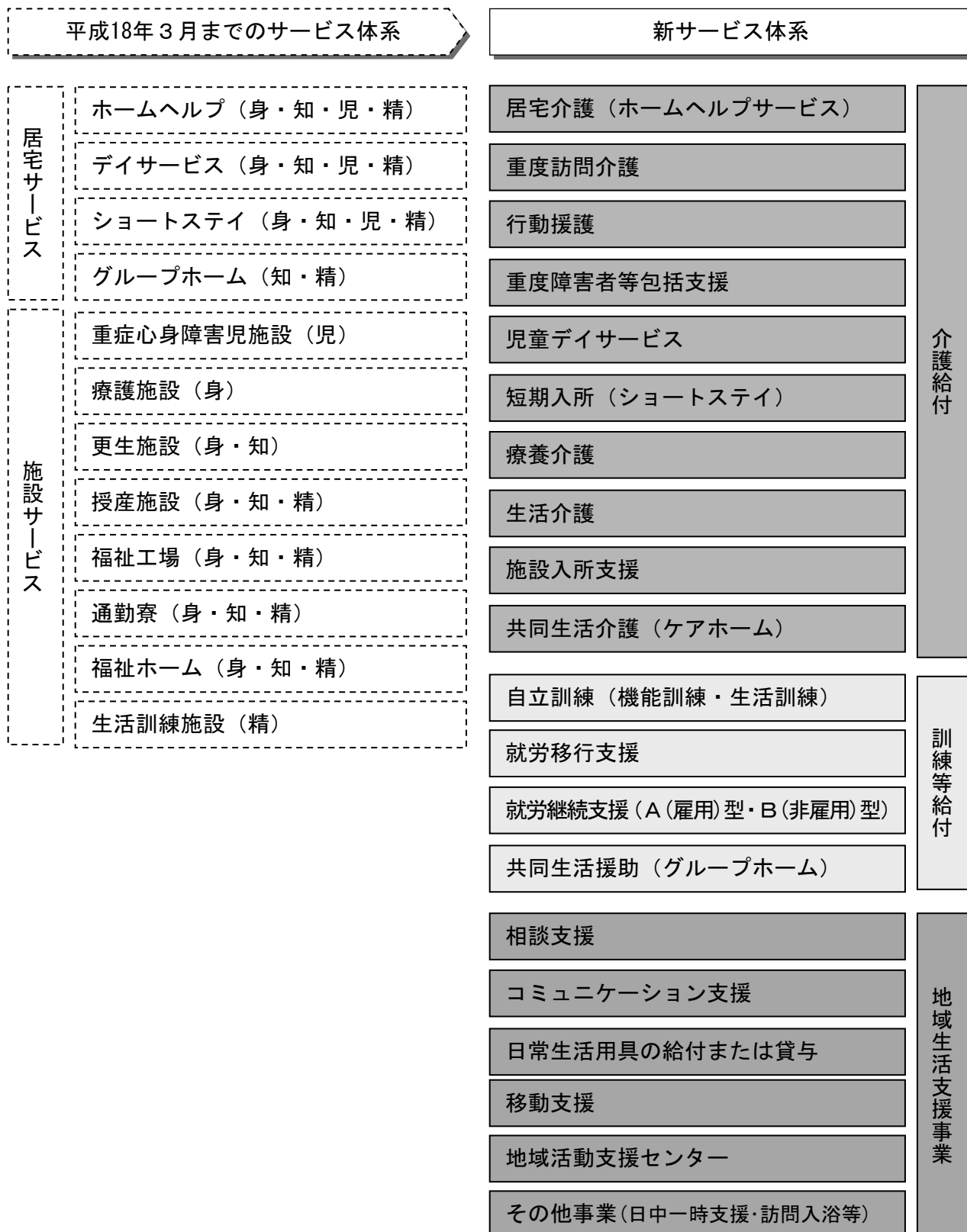


表 3 障害者自立支援法による制度改革と過去の比較

平成 17 年 3 月 31 日の全国の状況	障害者自立支援法による改革	
<ul style="list-style-type: none"> <li>三障害（身体、知的、精神）ばらばらの制度体系（精神障害者は支援費制度の対象外）</li> <li>実施主体は都道府県と市町村に二分化</li> </ul>	障害者施策を三障害一元化	<ul style="list-style-type: none"> <li>三障害の制度格差を解消し、精神障害者も含めたサービス体系</li> <li>市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれを支援</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害種別ごとに複雑な施設・事業体系</li> <li>入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離</li> </ul>	利用者本位のサービス体系に再編	<ul style="list-style-type: none"> <li>33 種類に分かれた施設体系を 6 つの事業に再編。あわせて「地域生活支援事業」「就労支援」の事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設</li> <li>規制緩和を進め既存の社会資源を活用</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>養護学校卒業者の 55% は福祉施設に入所</li> <li>就労を理由とする施設退所者はわずか 1 %</li> </ul>	就労支援の抜本的強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな就労支援事業を創設</li> <li>雇用施策との連携を強化</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>全国共通の利用ルール（支援の必要度を判定する客観的基準）がない。</li> <li>支給決定のプロセスが不透明</li> </ul>	支給決定の透明化、明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）を導入</li> <li>審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>新規利用者は急増する見込み</li> <li>不確実な国の費用負担</li> </ul>	安定的な財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の費用負担の責任を強化（費用の 2 分の 1 を負担）</li> <li>利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みにかえる。</li> </ul>

図1 旧サービス体系と新サービス体系の関係



（注）図内の略号はそれぞれ、「身＝身体障害者」、「知＝知的障害者」、「精＝精神障害者」、「児＝障害児」を指す。